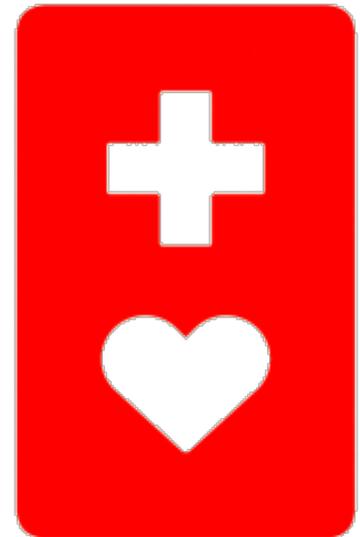


ヘルプマークの普及に取り組みます

ヘルプマークは東京都が平成24年に作成したマークで、平成29年7月にJIS（案内用図記号）に追加登録され、全国的に普及が進んでいます。

赤穂市では、聴覚障がい、内部障がい（人工透析など）、発達障がいなど、外見からは手助けなどを必要としていることが分かりにくい人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、手助けが得やすくなるよう、「ヘルプマーク」の普及に取り組み、必要な人に「ヘルプカード」を配布します。



●窓口などで、コミュニケーション方法などの配慮をお願いします。

障がいなどにより、コミュニケーションを図ることが苦手な人がいます。

本人に対して、「分かりやすく」「ゆっくりと」「簡潔な」、説明等を心がけてください。

手助けが必要な様子の時には、「どうしましたか」「お手伝いすることはありますか」など声をかけ、無理のない範囲でお手伝いをお願いします。

●ヘルプカードとは…

「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードで、配慮してほしいことやお願いしたいことが相手に伝わりやすくなります。

ヘルプカードには、手助けしてほしいこと、緊急連絡先などの必要な情報をご自分で記載することができます。

▽対象となる方 障がいなどで何らかの手助けや配慮を必要とされる人

▽配布場所 市役所社会福祉課障がい福祉係

●問合せ先 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 TEL 43-6833 FAX 45-3396 メール shougai@city.ako.lg.jp